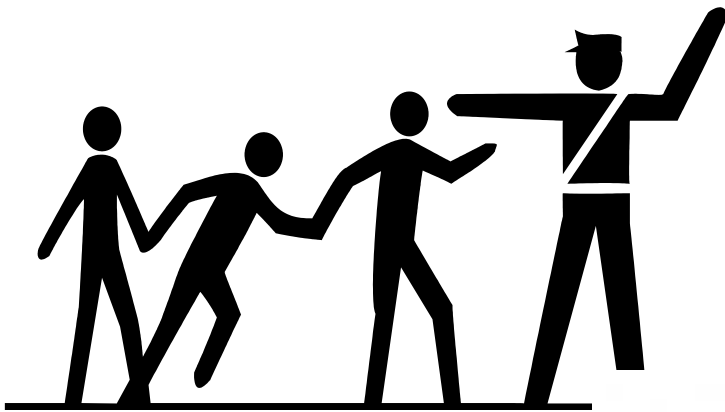


令和4年度

危機管理マニュアル

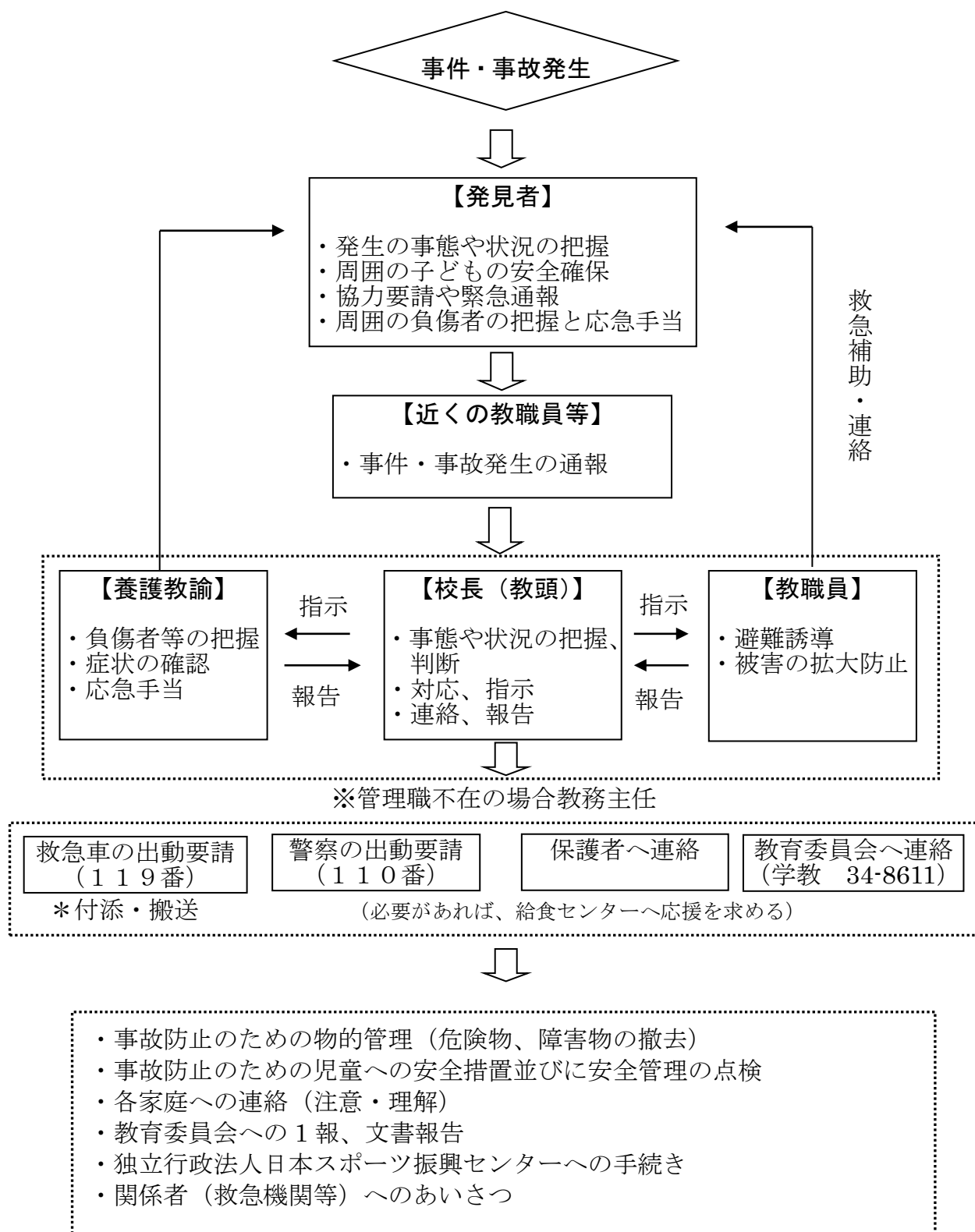


宇部市立西岐波小学校

< 目 次 >

1	校内での事件・事故等の緊急事態発生時の対処、救急及び連絡体制	P 1
2	日常の安全点検と保守	P 3
3	修学旅行・社会見学等の行事における安全指導と安全管理	P 4
4	火災対策	P 5
5	地震対策	P 6
6	風水害対策	P 7
7	津波対策	P 8
8	不審者侵入対策	P 9
9	食物アレルギーへの対応	P 10
10	大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル	P 11
11	弾道ミサイル発射に係る対応	P 13
資料	要配慮児童（歩行が不自由な児童）の避難確保のために	P 15
資料	令和4年度 西岐波小自衛消防組織	P 16
資料	アレルギー緊急時対応マニュアル	P 17

1 校内での事件・事故等の緊急事態発生時の対処、救急及び連絡体制



＜事件・事故が発生した場合の留意事項＞

- 1 被災児童の救急活動を最優先にする。
- 2 事故の続発防止のため、他児童の安全管理に万全を期す。
- 3 救急体制を至急編成し対処する。学校長を中心とした指揮系統の一本化
 - ・ 救急活動に対処する者 ……被災者の手当、病院(車)の手配
 - ・ 安全管理にあたる者 ……児童の掌握、状況確認
 - ・ 連絡(通報)をする者 ……保護者、関係機関への連絡
- 4 救急活動が迅速になされるよう、救急車の誘導等に配慮する。
- 5 事故現場を確認する。
- 6 状況を的確に把握し、外部への連絡、報道については窓口を一つにしぼる。
(窓口：校長または教頭)
- 7 保護者への対応は、誠意をもってあたり、十分な配慮をする。
- 8 教育委員会へ直ちに電話で連絡する。
家庭や事故当事者から詳しく状況を聞くことが難しい場合は、状況の概略を連絡する。(日時、場所、被災程度、応急処置等)
- 9 緊急メール等を通じて、各家庭に事故の状況と対策(指導)を知らせ、不安感や間違った情報が広がらないよう配慮する。
- 10 被災児童の事後の経過について配慮し、適切な措置をとるようになる。
- 11 警察等と連絡をとり、状況を把握するとともに、事故の安全指導・管理について早急に対策をたてる。

緊 急 時 連 絡 先	
①消 防 (救急車)	1 1 9
②警 察	1 1 0
③宇部市教育委員会 (学校教育課)	3 4 - 8 6 1 1
○ P T A 会長	
○宇部市消防本部	2 1 - 6 1 1 1
○東部消防出張所	5 8 - 5 1 5 5
○宇部医大	2 2 - 2 0 6 7
○中央病院	5 1 - 9 2 2 1
○セントヒル病院	5 1 - 5 1 1 1
○宇部警察署	2 2 - 0 1 1 0
○西岐波交番	5 1 - 9 0 2 1

※ 校長 (携帯)

※ 教頭 (携帯)

2 日常の安全点検と保守

1 安全点検

安全点検様式により、月初めまたは、必要に応じて、次のことに注意して点検する。

- ① 施設・設備の瑕疵について
- ② 設備・物品等の定所・定位置について
- ③ 物品等の傾斜・落下、針金釘などの突出物、ガラスなど危険物について
- ④ 施設・設備・物品等が正しく機能しているかどうかということについて

2 薬品・危険物の管理

① 理科薬品

- ア 理科薬品庫は、施錠し管理する。
- イ 理科準備室は、施錠し、勝手に児童を入室させない。
- ウ 理科主任は、点検確認をする。
- エ 薬品管理簿及び薬品購入簿を作る。
使用者は、薬品使用簿に記載して使用する。
- オ 薬品使用の場合は、扱い方に細心の注意を払い使用する。
- カ 学校薬剤師の点検を受ける。

② 保健室薬品

- ア 理科室薬品に準じ、保管・管理をする。
- イ 地震に対応できるように、栈や柵を設けて、容器等に破損が生じないようにする。

③ 可燃物

火気を使用しているところでの薬品の取り扱いには、十分気をつける。

3 電気施設・設備

- ① 電気設備の点検を行い、漏電等の事故が起こらないようにする。
- ② 電気器具等の点検整備を行い、正しい使い方をする。

4 防火施設等の確認点検

① 定期

- ア 消防署の予防査察を受ける。
- イ 電気関係・警報設備関係の点検を受ける。
- ウ 全教職員による防火設備、点検器具等の点検を行い、使い方の習熟を図る。

② 毎日

教職員は、電源、火気消火、異常箇所の点検・確認をし、対処する。異常があれば、直ちに防火管理者（教頭）に報告する。

3 修学旅行・社会見学等の行事における安全指導と安全管理

1 安全指導

事前に十分指導しておくこと。

① バスの乗降、見学地の様子と対応の仕方等

② 事故発生に備えての指導

ア 児童に関して

- ・ 本人にできること
- ・ いっしょにいる友達にできること、しなければならないこと。
- ・ まわりで見ている友達にできること。

イ 教職員に関して

- ・ 職員間の連絡・報告ルートの確認
- ・ 家庭への連絡方法の確認

2 安全管理

(1) 事前

① 見学地の安全について、情報を収集したり確認をしたりする。

② 事故発生時における連絡ラインの確認をする。

(保護者への連絡方法については、担任が管理)

(2) 現地

① 見学地に入場する前に、注意すべき事を確認する。

② 事故が発生した時は、事故の大小にかかわらず引率責任者に報告し、必要な指示を受ける。引率責任者は、校長に報告し、必要な指示を受ける。

ア 引率責任者は、事故処理に当たる。

イ 報告及び連絡ルート

3 事後処理

(1) 事後処理（児童・保護者への見舞い等）については校長が判断し決定する。

(2) 報道陣に対応の必要が生じた場合は、校長がこれに当たる。

4 その他

校長不在の場合には、教頭が代行する。教頭は、速やかに校長に報告する。

4 火災対策

1 避難要領

- (1) 緊急全校放送を聞く。 ※非常ベルを鳴らし、緊急放送を行う。
- (2) 決められた通路を通り、避難を開始する。
- (3) 決められた場所に児童全員を集め安全を確認する。

2 火災発生

<緊急全校放送>

「火災警報・火災警報、ただいま（校舎○棟1階○○室）より、火災が発生しました。児童のみなさんは先生の指示にしたがって、静かに（運動場）に避難して下さい。（2回繰り返す） 避難開始」

<119連絡>

「火災です。西岐波小学校、（○校舎○階の○○室）から出火しました。ただ今から児童を運動場へ避難させます。私は、○○です。住所は宇部市床波三丁目4-10です。電話番号は、51-9247です。」

3 避難開始

- ・ 全校放送の終了「避難開始」と同時に児童は、それぞれの場所から運動場に避難を開始する。教師は、担当場所・教室に児童が残っていないことを確認する。
- ・ 担任は窓を閉め消灯し、出席簿（名簿）を持ち児童を引率して避難を開始する。
- ・ 避難の際、ハンカチを持っているものはそれで口をおおうようにする。（有毒ガスを吸い込まないため）
- ・ 校舎内では、**お**さない、**は**しらない、**し**やべらないを徹底させる。ただし、運動場に出たら、早足とする。
- ・ たんぽぽ学級等の廊下歩行が不自由な児童の避難については、必ず教員と一緒にを行うようにする。近くに教員がいない時は、別の教員を呼び、補助に当たるようにする。※避難方法の詳細については、「別紙1」を参照
- ・ 避難が終わったら、担任は児童の人数を確認し、学年主任に報告する。学年主任は教頭に報告する。教頭は、全校の実態を校長に報告する。

4 避難後の行動

- ・ 搬出班 … 緊急避難書類等を搬出する。
- ・ 消火班 … 消火器等を使用し、消火にあたる。
- ・ 救護班 … 負傷者等の救護をする。

5 役割

- ◎ 指揮 校長
- ◎ 渉外 教頭
- ◎ 通報・連絡 教頭 事務(教委・消防署) ※児童への通報—教務
- ◎ 誘導 学級担任
- ◎ 救護 養護教諭
- ※ 搬出、消火等詳細については「別紙2」参照。

5 地震対策

1 避難要領

- (1) 緊急全校放送を聞く。 ※非常ベルを鳴らし、緊急放送を行う。
- (2) 決められた通路を通り、避難を開始する。
- (3) 決められた場所に児童全員を集め安全を確認する。

2 地震発生

<緊急全校放送>

「警報、警報。地震発生、児童のみなさんは先生の指示に従って、机の下などに避難して下さい。(地震がおさまって) 児童のみなさんは、先生の指示に従い、運動場に避難して下さい。 避難開始」

3 避難開始

○ 弱震の場合

「地震だね。心配いらないから落ちついて」

- ・ ストープ、ガス、アルコールランプ等の火を消す。
- ・ ドアや窓を開ける。(避難口の確保)

○ 強震の場合

「机の下にもぐりなさい。」「机が倒れないように足を押さえないさい。」

- ・ ドアや窓を開ける。(避難口の確保)
- ・ 落下物、倒壊物、ガラスの飛散から身(頭部)を守る。
(机の下では頭がはみ出さないように注意する)

※ 放送を黙って聞く。

※ 負傷者の有無を確認する。

※ 頭を保護しながら、ワーク・スペースに並び児童数を確認した後避難を開始する。(帽子やノート、かばんなどで頭を守る)

※ 担任が先頭に立ち、避難場所に誘導する。(担任は出席簿等を持参する)

※ 塀、建造物の倒壊を予測しながら避難路を確保する。廊下や通路では下級生を優先する。

※ たんぽぽ学級等の廊下歩行が不自由な児童の避難については、必ず教員が一緒に行うようにする。近くに教員がいない時は、別の教員を呼び、補助に当たるようにする。避難方法の詳細については、「別紙1」を参照

※ 避難が終わったら、担任は児童の人数を確認し、学年主任に報告する。学年主任は教頭に報告する。教頭は、全校の実態を校長に報告する。

4 役割

◎指揮	校長	
◎渉外	教頭	
◎通報・連絡	教頭・事務(教委・消防署)	※児童への通報－教務
◎誘導	学級担任	
◎搬出	専科教員	
◎救護	養護教諭	

6 風水害対策

1 避難要領

- (1) 緊急職員会議により一斉下校による避難を決定する。
- (2) 決められた通路を通り、決められた場所に児童全員を集め安全を確認する。
- (3) 地区ごとに並び替え、一斉下校する。

※ たんぽぽ学級等の歩行が不自由な児童の下校については、確実に保護者に引き渡し引率をお願いするか、教員が補助に付く。児童だけの下校は絶対にさせない。

2 水害の危険性発生（川が増水等）

- (1) 緊急職員会議により一斉下校による避難を決定する。
- (2) 天候等により、運動場、体育館、地区別に教室等に児童を集合させる。
- (3) 地区ごとに担当教師を割り当て、担当者引率の元で下校開始。（指導がいたずらに長くならないように注意する。）

＜指導の内容＞（下校前の学級活動の時にも指導しておく。）

【雨の日】

- ・ 横断歩道では、傘をあげて渡る。
- ・ 傘をさしても、前から来る自動車や自転車がよく見えるようにする。
- ・ 道路の右端を一行で通り、なるべく車から遠ざかって歩く。
- ・ 車がスリップしやすいので気をつける。
- ・ 水たまりや、ぬかるみには入らない
- ・ 崖崩れや、川の水があふれることがあるので、道路の様子に気をつける。
- ・ 車を運転している人は、前がよく見えないので、道路を横切るときには特に注意する。

【風の日】

- ・ 車の音や、警笛が聞こえにくいから、十分注意する。
- ・ 瓦や看板などが風にとばされて落ちることがあるから注意する。
- ・ 強風時は傘をささない。

【服装】

- ・ 雨靴は足にあったものをはく。
- ・ レインコートなどのボタンはきちんと掛けておく。
- ・ 荷物はできるだけ少なくし、手にさげないで体につける。

児童登校前に、風水害の発生が予測される場合

- 事前に翌朝の状況が危険であると想定される場合は、児童が下校する前に各家庭に文書を配布し、児童の登校等に関わる対応について周知を図る。
- 朝、6時30分の時点で、本県南に、雨・風・雷に関する警報等が発令され、危険な状況である場合、児童の登校を見合わせて自宅待機とし、各家庭は、その後の学校からの連絡を待つ。（緊急メールの活用）

7 津波対策

- 本校は、水面から約 14m の高さに位置しており、体育館が緊急避難場所として指定されている状況である。
- 津波に対する避難場所として、一時避難場所を体育館、二次避難場所を北校舎及び南校舎の 3 階部分とする。

<備考>

学校周辺において、地理的に高い場所は南方八幡宮周辺であるが、児童が学校前の狭い道路を集団で通行するとともに国道を横断する必要がある。また、南方八幡宮周辺には多くの樹木もあり、転倒等にも注意する必要がある。

1 避難要領

- (1) 緊急全校放送を聞く。 ※非常ベルを鳴らし、緊急放送を行う。
- (2) 決められた通路を通り、避難を開始する。
- (3) 決められた場所に児童全員を集め安全を確認する。

2 津波発生

<緊急全校放送>

「警報、警報。津波発生、児童のみなさんは先生の指示に従って、体育館（一時避難場所）に避難して下さい。 避難開始」

※ 通常の避難場所は体育館であるが、状況により北・南校舎 3 階（二次避難場所）を指示。

- ・ 北校舎 — 2 年はプール側階段、特支・3 年は昇降口側階段を使用して 3 階に上がり、廊下に整列。5 年は教室内。
- ・ 南校舎 — 1 年はプール側階段、4 年は昇降口側階段を使用して 3 階に上がり、廊下に整列。6 年は教室内。

3 避難開始

※ 放送を黙って聞く。

○ 児童への指示

「津波の警報です。西岐波小学校は、高い場所にあります。心配しなくてよいので落ちついてください。」

・ ドアや窓を開ける。（避難口の確保）

※ 担任が先頭に立ち、避難場所に誘導する。（担任は出席簿等を持参する）

※ たんぽぽ学級等の廊下歩行が不自由な児童の避難については、必ず教員が一緒に行うようにする。近くに教員がいない時は、別の教員を呼び、補助に当たるようにする。避難方法の詳細については、「別紙 1」を参照

※ 全校児童の人数確認

・ 体育館（一時避難場所）の場合

避難が終わったら、担任は児童の人数を確認し、学年主任に報告する。学年主任は教頭に報告する。教頭は、全校の実態を校長に報告する。

・ 北・南校舎 3 階（二次避難場所）の場合

校長・教務は南校舎 3 階、教頭は北校舎 3 階へ。教頭は、北校舎の児童数を確認して、校内電話を使用し、南校舎 3 階の校長へ報告。

4 役割

◎指揮	校長	◎渉外	教頭
◎通報・連絡	教頭・事務(教委・消防署)	※児童への通報—教務	
◎誘導	学級担任	◎救護	養護教諭

8 不審者侵入対策

1 避難要領

(1) 緊急全校放送を聞く。

※非常ベルを鳴らし、緊急放送を行う。※「錦波タイム」の実施、を不審者侵入（避難）の合図とする。

(2) 決められた通路を通り、避難を開始する。

(3) 決められた場所に児童全員を集め安全を確認する。

2 不審者侵入

(1) 退去を求める

他の教職員に協力を求め、警察への連絡体制（職員室または事務室へ連絡）を取っておく。退去を求めるものは、言葉に気をつけ、間合いをとる。（2 m）

突然暴れ出した場合は、ホイッスルや防犯ブザーをならし周りの教職員に知らせる。

(2) 隔離・通報する

① 宿直室に案内し、隔離する。（警察への通報・避難開始。）

② 事務室から全校放送する。

③ 職員室、事務室から110番、119番通報する。

④ 教育委員会に支援を要請する。

(3) 避難開始

ア 担任は安全を確認し避難場所へ児童を誘導する。

- ・ さすまたを持って、児童の最後尾に教師がつく。
- ・ 集合が完了したら児童が守れる位置につく。
- ・ ドアを閉めて時間を稼ぐ。

※ たんぽぽ学級等の廊下歩行が不自由な児童の避難については、必ず教員が一緒に行うようにする。近くに教員がいない時は、別の教員を呼び、補助に当たるようにする。避難方法の詳細については、「別紙1」を参照

イ 避難完了後、対応者の応援に駆けつける。

- ・ 複数の教職員で対応する。

(4) 応急手当をする

3 役割分担

全体指揮・外部との対応(情報集約)…校長・教頭

避難誘導・安全確保 …学級担任・授業担当者

不審者への対応 …発見者・生徒指導主任・教頭・庶務員

応急手当・医療機関への連絡 …養護教諭

電話連絡・放送 …事務職員・教務

安否確認（集合場所） …（全体掌握）教頭、（学級）学級担任

4 その他

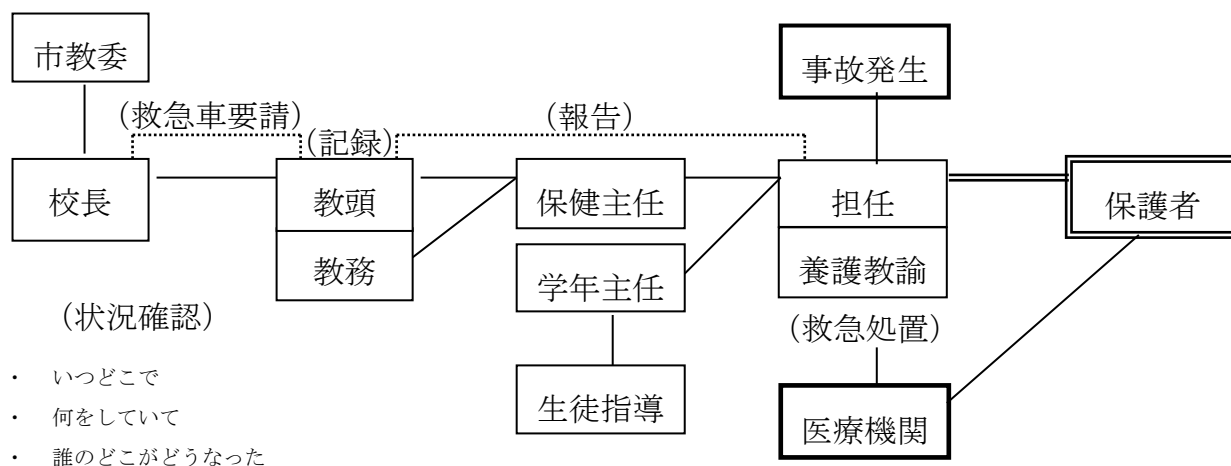
廊下の校内電話・さすまた等の確認は常にしておく。

9 食物アレルギーへの対応

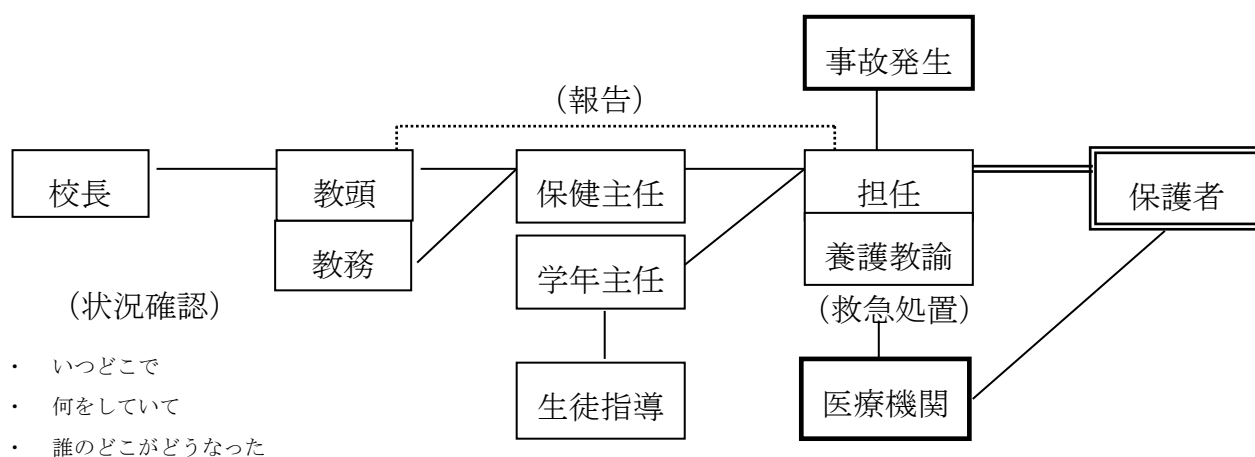
1 対応の概要

- ・ 個別対応マニュアルを作成し、それにそって対応する。
- ・ 年度当初に、管理職、養護教諭、栄養教諭、学級担任と保護者とで面談を行い、症状や対応の確認を行う。
- ・ 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルにそって、関係機関に報告する。

2 緊急時の対応



(多少、時間にゆとりのある場合)



※ 別紙3「アレルギー緊急時対応マニュアル」も参照する。

10 大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル (R元年度改訂)

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール等により連絡し、お子様の引き取りを依頼します。

(2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

(※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。)

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引き渡し場所

(1) 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（南方八幡宮）を引き渡しの場所とします。

(2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが見ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

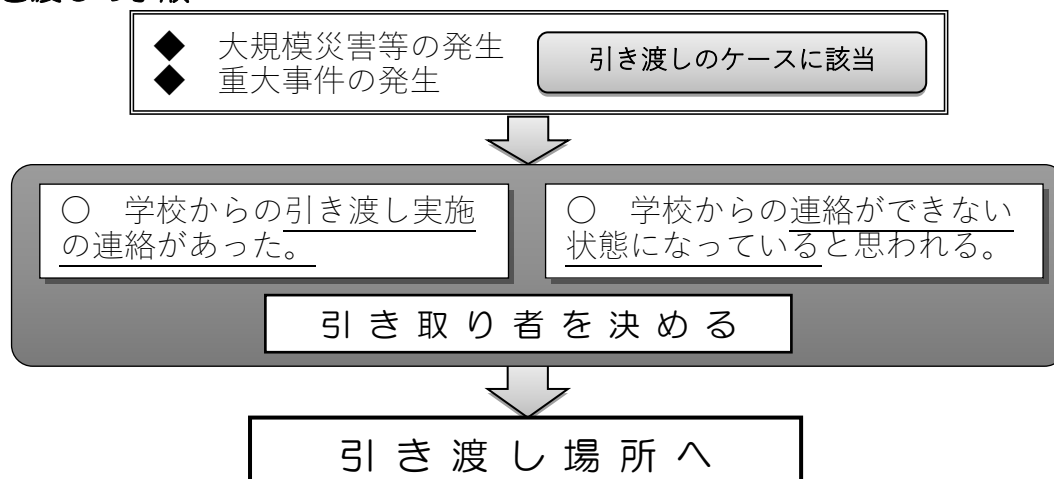
4 引き渡しカードの作成について ※別紙文書配布

- 緊急時にお迎えに来られる可能性がある方について、優先順位を決めて全て記入してください。原則として、事故等があった場合に責任をもって対応していただける方（ご親族が中心になると思われます）とします。

【カードの一部】

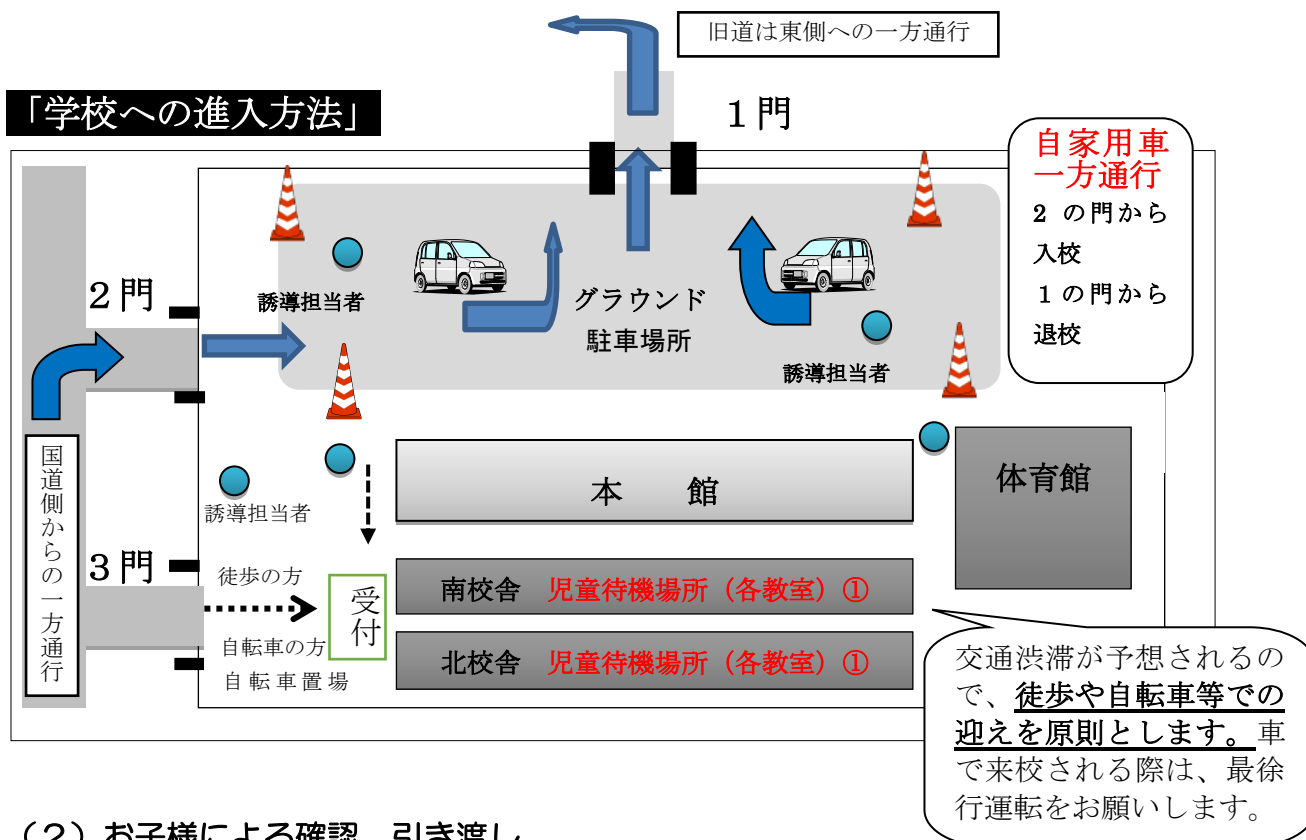
順	緊急時にお迎えに来る可能性のある方のお名前	児童との関係	連絡先（電話番号） ※連絡が付きやすい番号
1	西岐波 太郎	父	090-1111-2222
2	西岐波 花子	母	080-3333-4444
3	西岐波 次郎	祖父	51-1111

5 引き渡しの手順



(1) 受付 (児童玄関昇降口)

児童名と迎えに来られた方のお名前、関係を係の職員にお伝えください。また、学校からの連絡事項がある場合は、その内容を確認するとともに、自宅以外の場所にお子様を引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項があれば合わせてお知らせください。学年・学級ごとに受付場所を設けています。兄弟姉妹関係がある方は、それぞれの場所で受付をお願いします。



(2) お子様による確認 引き渡し

お子様が引き取り者を確認できたら引き渡します。お子様と一緒に帰りください。

※ 迎え名簿に搭載されていない方への引き渡しはしないことを原則とします

(3) お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、確実に引き渡しができるようにしています。受付を済まさないまま、待機場所からお子様を連れて行かれることがないようにお願いします。

1 1 弾道ミサイル発射に係る対応

Jアラート発信時における避難訓練実施計画

Jアラートとは 弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと

- 1 期日 未定（不定期）
- 2 目的：（１）全国瞬時警報システム（J-ALERT：ジェイアラート）が発信されたことを想定し、安全確保の方策について理解する。
（２）放送をよく聞き、その指示に従って静かに（黙って）落ち着いて行動する。
- 3 想定：弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があると判明
- 4 内容：（１）J-ALERT が発信されたことをアナウンス
「訓練、訓練、全校の皆さんに大切なお話があります。その場にしゃがんで静かに聞きましょう。繰り返します。訓練、訓練、大切なお話があります。その場にしゃがんで静かに聞きましょう。」
「ただ今、緊急避難警報が出されました。運動場や建物の外にいる人、自分の教室にいない人は、すぐに自分の教室に帰ってください。あわてず、口を閉じて、しゃべらず歩いて戻りましょう。教室にいる人は、カーテンを閉め、窓から離れてください。繰り返します。教室にいる人は、カーテンを閉め、窓から離れてください。それでは、静かに立って教室に帰りましょう。」
 - 子どもたちは各自の学級（教室）に戻る
 - ※ たんぽぽ学級等の廊下歩行が不自由な児童の避難については、必ず教員が一緒に行くようにする。近くに教員がいない時は、別の教員を呼び、補助に当たるようにする。避難方法の詳細については、「別紙１」を参照
 - 担任は教室に戻り、児童数の確認
 - 担任以外は児童の誘導にあたる。担当学年状況確認後、職員室に集合する。
 - ・各学級（学年）の状況把握（人数確認）
 - ・不在の児童がいれば報告、対応（探す）

（２）危険性がないと判断したら、校内放送で全校に知らせる。
（避難解除アナウンス）
「緊急避難警報が解除されました。担任の先生の指示に従って静かに席につきましょう。」

（３）振り返り（各学級）

5 役割分担

- 校長：全体総括
- 教頭：全体指示 情報
- 担任：アナウンス後、教室での人数確認、状況把握、事後指導
- 学年主任：学年全体の人数報告
 - 6年→事務室 5年→事務室（校内電話） 4年→音楽専科
 - 3年→理科専科 2年→市事務 1年→教務主任
- 担任以外：児童誘導 避難状況確認 報告（事務室教頭へ）

6 事前指導事項

- 放送がかかったら、どんな状況であっても動きを止め、内容を聞き取ること、そして、指示に従うこと
- 緊急時、移動する際は、無言で、慌てず、落ち着いて行動すること
屋外：早歩き 校舎内：歩く を基本とすること
- 教室では、カーテンを閉め、できる限り窓から離れ身をかがめる。
（頭を守る）

7 振り返り

- 事前指導事項について、自己を振り返る。

要配慮児童（歩行が不自由な児童）の避難確保のために

緊急対応項目	避難方法等		避難場所等
火災対策	①担任が補助 ※階段を通る場合は担任と複数教員で車椅子ごとと抱えて移動		運動場
地震対策	①担任が補助 ※階段を通る場合は担任と複数教員で車椅子ごとと抱えて移動		運動場
風水害対策に よる一斉下校	担任等が補助して下校する場合	保護者が送迎して下校する場合	地区ごとに担当教師を割り 当て、担当者引率で下校
	①担任が補助 ②他の教員が補助	※保護者に確実に引き渡す	
津波対策	①担任が補助 ※階段を通る場合は担任と複数教員で車椅子ごとと抱えて移動	②近くの教員が補助	一次避難場所：体育館 二次避難場所：北校舎及び南校舎3階 (高い場所：南方八幡宮)
不審者侵入 対策	①担任が補助 ※階段を通る場合は担任と複数教員で車椅子ごとと抱えて移動	②近くの教員が補助	教室等施錠できる部屋 ※放送の指示あり
弾道ミサイル 発射	①担任が補助 ※階段を通る場合は担任と複数教員で車椅子ごとと抱えて移動	②近くの教員が補助	教室（カーテンを閉め窓か ら離れる）

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について（通知）」※国土交通省

※要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用
する施設のことで、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務付けられている。

指揮		校長
渉外	全校児童	教頭
通報	消防署	事務職員
搬出	緊急避難書類等	教務、事務職員
避難 誘導	1 年	1 年担任
	2 年	2 年担任
	3 年	3 年担任
	4 年	4 年担任
	5 年	5 年担任
	6 年	6 年担任
	なかよし・通級 補助	なかよし担任、通級担任、支援員 初任研指導、栄養教諭、非常勤講師
消火		専科教員、庶務員
救護		養護教諭

子どもに異変？

食物の関与にこだわらない

★発見者(リーダー代行)

- ☐ 子どもから目を離さない
- ☐ 養護教諭または他の教職員を呼ぶ
- ☐ 管理職に伝えるよう指示する
- ☐ マニュアル 個別対応シートを準備
- ☐ 初回の緊急性の判断

リーダーが指示を出す！(管理職)

準備

- ☐ 緊急時の対応の準備
- ☐ エピペンの準備
- ☐ AEDの準備

連絡

- ☐ 救急車の要請
- ☐ 保護者への連絡

記録

- ☐ 観察を開始した時間
- ☐ エピペンを使用した時間
- ☐ 5分ごとの症状
- ☐ 内服薬を飲んだ時間

その他

- ☐ ほかに子供への対応
- ☐ 救急車の誘導

緊急性が高い症状はあるか？5分以内に判断する！

消化器の症状

- ☐ 持続する強いお腹の痛み(我慢できない)
- ☐ 繰り返し嘔吐続ける

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸のしめつけられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳こみ
- ☐ ゼーゼーする呼吸

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便をもらす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

「なし」

どれか1つでも「あり」

- ☐ 動くことが可能であれば、痒みなど異変が起きている部分を洗浄。(うがい・手洗い・洗眼など)
- ☐ その場で内服薬があれば服用。
- ☐ 可能なら保健室へ移動。
※必ず同伴・できれば車いすや担架での移動も考慮。エピペンや緊急薬も持参。
- ☐ 管理職に連絡
- ☐ 保護者に連絡

- ☐ 5分ごとに症状を観察
- ☐ 記録表記入
- ☐ 症状チェックシートに従い行動
- 【緊急性の高い症状はないか？】

どれか1つでも「あり」

- ☐ 助けを呼び、人を集める
(大声で、または他の子供に呼びに行かせる)
- ☐ その場でただちにエピペン使用
- ☐ 迷うときはエピペン使用
- ☐ 救急車要請【119番通報】を指示
- ☐ ショック体位・嘔吐があれば横向き
- ☐ その場で安静・動かさない、離れない

反応がない・普段通りの呼吸をしていない

心肺蘇生(胸骨圧迫30回+人工呼吸2回)・AED

症状のチェック

5分以内に判断！

	重症度 1	重症度 2	重症度 3
全身症状			☐ (:)ぐったり ☐ (:)意識もうろう ☐ (:)尿や便をもらす ☐ (:)脈が触れにくい/不規則 ☐ (:)唇や爪が青白い
呼吸器症状		☐ (:)数回の軽い咳	☐ (:)喉や胸が締め付けられる ☐ (:)声がかすれる ☐ (:)犬が吠えるような咳 ☐ (:)息がしにくい ☐ (:)持続する強い咳こみ ☐ (:)ゼーゼーする呼吸
消化器症状	☐ (:)軽いお腹の痛み (我慢できる) ☐ (:)吐き気	☐ (:)中等度お腹の痛み ☐ (:)1～2回の嘔吐 ☐ (:)1～2回の下痢	☐ (:)持続する強い腹痛 (我慢できない) ☐ (:)繰り返し吐き続ける
粘膜症状	☐ (:)目の痒み、充血 ☐ (:)口の中の違和感 ☐ (:)唇の腫れ ☐ (:)くしゃみ・鼻水・鼻づまり	☐ (:)顔全体の腫れ ☐ (:)瞼の腫れ	上記の症状が1つでも あてはまる場合
皮膚症状	☐ (:)軽度の痒み ☐ (:)数個の蕁麻疹 ☐ (:)部分的な赤み	☐ (:)強い痒み ☐ (:)全身に広がる蕁麻疹 ☐ (:)全身が真っ赤	

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ☐ 処方薬の使用
- ☐ 保健室で1時間観察
- ☐ 1時間以内に症状の改善がなければ病院を受診する

- ☐ エピペン準備
- ☐ 処方薬の使用
- ☐ 速やかに受診
(救急車要請可)

- ☐ ただちにエピペン使用
- ☐ 救急車要請
- ☐ ショック体位・その場で安静
- ☐ 可能なら薬の内服
- ☐ 心肺停止→心肺蘇生・AED

<安静を保つ体位>

ぐったり、
意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく
あお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる